関東エリア

基　本　プ　ラ　ン

（需給契約条件［低圧］）

2024年４月１日 実施

九電みらいエナジー株式会社

基本プラン（需給契約条件［低圧］）

目　　次

１　対象のお客さま　……　１

２　契　約　種　別　……　１

３　基本プランＳ　……　１

４　基本プランＭ　……　３

５　基本プランＬ　……　４

６　そ　の　他　……　６

附　　則　……　７

別　　表　……　８

１　対象のお客さま

この需給契約条件［低圧］（以下「この契約条件」といいます。）は，電灯または小型機器を使用され，次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）

２　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

⑴　基本プランＳ

⑵　基本プランＭ

⑶　基本プランＬ

３　基本プランＳ

⑴　適　用　範　囲

契約電流が30アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

⑵　契　約　電　流

イ　契約電流は，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

ロ　需要地一般送配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，需要地一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付

けないことがあります。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および電気供給条件［低圧］（以下「供給条件」といいます。）別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表１（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表１（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表１（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表１（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30アンペア	９３５円２５銭
契約電流40アンペア	１，２４７円００銭
契約電流50アンペア	１，５５８円７５銭
契約電流60アンペア	１，８７０円５０銭

ロ　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	２９円７８銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３６円３８銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	４０円４９銭

４　基本プランＭ

⑴　適　用　範　囲

契約電流が30アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるお客さまで，当社との協議が整った場合に適用いたします。

⑵　契　約　電　流

イ　契約電流は，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

ロ　需要地一般送配電事業者は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，需要地一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

⑶　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および電気供給条件［低圧］（以下「供給条件」といいます。）別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表１（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表１（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表１（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表１（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流30アンペア	９３５円２５銭
契約電流40アンペア	１，２４７円００銭
契約電流50アンペア	１，５５８円７５銭
契約電流60アンペア	１，８７０円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの１キロワット時につき	３３円７４銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	４０円４７銭

５　基本プランＬ

⑴　適　用　範　囲

契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，当社との協議が整った場合に適用いたします。

⑵　契　約　容　量

イ　契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，次により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ｲ)　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

の電圧は，200ボルトといたします。

(ﾛ) 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)\times電圧(ﾎﾞﾙﾄ)\times1.732\times\frac{1}{1,000}$$

ロ イによりがたい場合には，負荷設備の容量等を基準として，当社とお客さまとの協議によって定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および供給条件別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３１１円７５銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの１キロワット時につき	３３円７４銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	４０円４７銭

６　そ　の　他

⑴　当社は，供給条件18（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表２（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

⑵　お客さまが希望される場合で当社が認めたときは，検針の結果等を紙面により郵送することがあります。この場合，当社は，実費を申し受けるものとし，原則として，料金とあわせて支払っていただきます。

⑶　この契約条件に定めのない事項については，供給条件によるものといたします。

附　　則

１　実　施　期　日

この契約条件は，2024年４月１日から実施いたします。

２　この契約条件の実施に伴う切替措置

2024年５月の料金に係る計量期間等の始期の前日までの料金は，この契約条件によらず，この契約条件実施の際現に適用している需給契約条件［低圧］によります。

別　　表

1　燃 料 費 調 整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平 均 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86{,}100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１８銭３厘

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により，お客さまにお知らせいたします。

２　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

⑴　料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本プランＳ

第１段階料金適用電力量＝120キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝180キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　基本プランＭおよび基本プランＬ

第１段階料金適用電力量＝300キロワット時

$$\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑵　⑴によって算定された第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１

位で四捨五入いたします。

⑶　供給条件17（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，⑴の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴および⑶の「検針期間の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ　検針期間の日数

(イ)　電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ)　需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ　暦　　日　　数

(イ)　電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ)　需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。